

学校いじめ防止基本方針



令和5年 11 月

北海道美唄尚栄高等学校

【目次】

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 基本理念
- 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - (1) いじめの定義
 - (2) いじめの内容
 - (3) いじめの要因
 - (4) いじめの解消
- 3 学校及び学校職員の責務
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処

II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定
- 2 いじめ防止等の対策のための組織の設置
 - (1) 組織の役割
 - (2) いじめ対策組織
- 3 いじめの防止等に関する措置
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) その他
 - ・早期発見・事案対処マニュアル
 - ・いじめ発見・見守りチェックシート
 - ・主な相談窓口

III その他の留意事項

- 1 学校評価を踏まえた取組の改善
- 2 校内研修の充実
- 3 校務の効率化
- 4 地域や家庭との連携

IV 重大事態への対処

- 1 重大事態とは
- 2 学校における重大事態の対処
- 3 重大事態対応フロー図

V 学校いじめ防止プログラム

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきた。

いじめ防止等の対策は、全ての生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めるとともに、学校と地域、道教委が連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすること。また、いじめを受けた生徒にも何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならず、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

全ての取組を進めるに当たって、生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりとって、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育むことに留意する。

以上のことを踏まえ、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」「北海道いじめ防止基本方針」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努める。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが重要なものが含まれます。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。

そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の

育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの条件が満たされている必要がある。また、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与えている行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月以上継続していること。ただし、被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめられた生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認し、いじめられた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめられた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

3 学校及び学校の教職員の責務

本校及び本校の教職員は、法に基づき、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こり得ることから、何よりも、全ての生徒をいじめに向かわせないための未然防止の取組が大切である。そのため、生徒が他の生徒や教職員と信頼できる関係の中で安心して安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる授業づくりや集団づくりを行うとともに、情報化社会で適切に行動するため情報モラル教育を推進する。また、未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについて、日常の生徒の行動の様子や定期的なアンケート調査などで検証し、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかなどを定期的に検討するなど、PDCAサイクル（取組の計画－実行－点検－見直し）に基づいた取組を行う。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知する。また、全教職員が「いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識を持ち、日頃から教職員による見守り活動を行うなど、生徒が示す小さな変化や心のサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報の共有に努める。

(3) いじめへの対処

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校全体で組織的に対応する。学校いじめ対策組織において情報を適切に記録し、共有を行ったあとは、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめられた生徒を徹底して守り通す。加害生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、当該保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関等と連携を図るなど、学校全体で組織的にいじめの解消に努める。

Ⅱ いじめ防止等のための対策に関する事項

1 学校いじめ防止基本方針の策定

本校では、教職員一人一人が、いじめは絶対に許されない、いじめは卑怯な行為である、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るとの認識を持ち、家庭、地域住民、関係機関等と連携し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「国の基本方針」、「北海道いじめ防止基本方針」等を参考に学校いじめ防止基本方針を策定する。

本基本方針は、年間の学校教育全体を通じて、いじめの防止や早期発見、事案対処などの取組を体系的・計画的に実施できるよう、いじめの防止等の方針や、具体的な指導内容のプログラム（学校いじめ防止プログラム）、早期発見・事案対処マニュアルに基づく取組、PDCAサイクルによる点検・見直し等について盛り込んだものである。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考え、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策組織」を設置する。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成や実施の際に、生徒や保護者の代表、地域住民の代表として学校評議員などを加えて組

織を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む。

(1) 組織の役割

ア 未然防止

いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

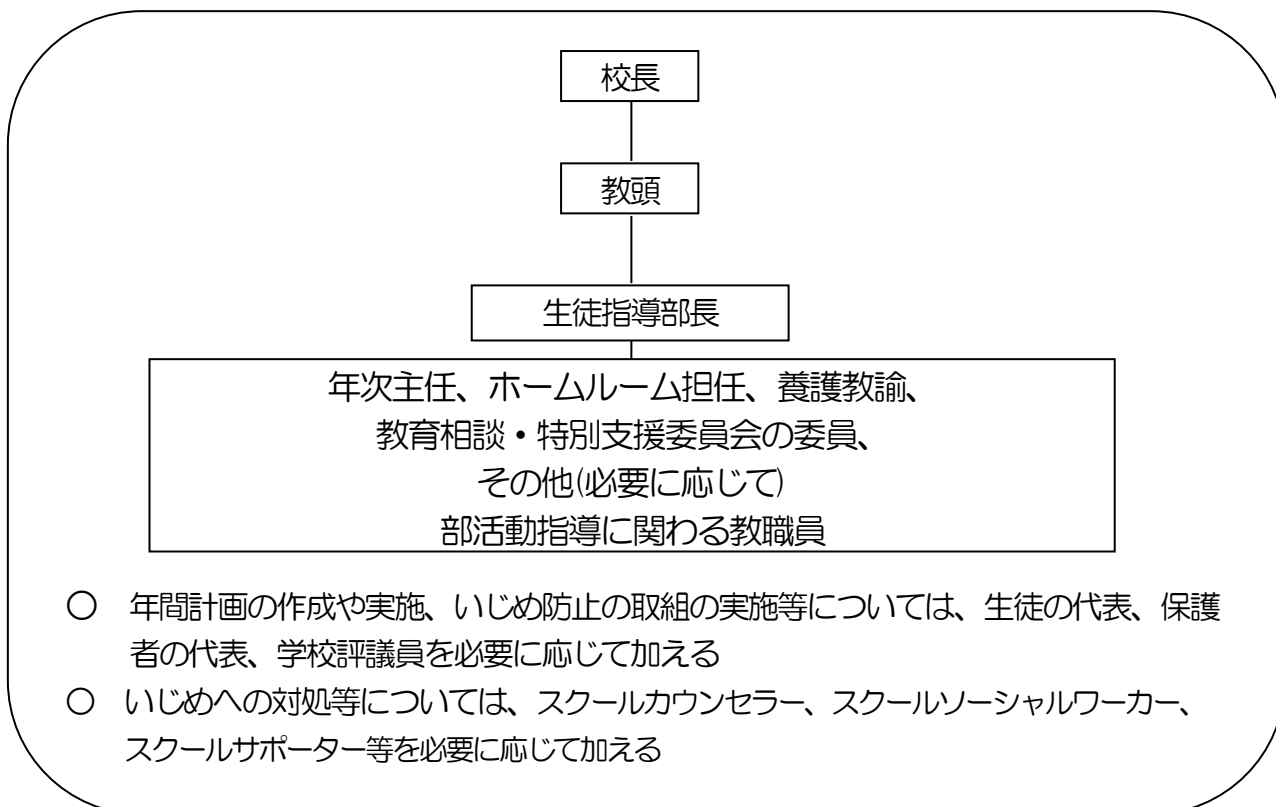
イ 早期発見・事案対処

- (ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口の設置
- (イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- (ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があったときには緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- (エ) いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定、保護者との連携といった対応の組織的な実施主体の設置

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- (ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正
- (イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施
- (ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

(2) いじめ対策組織



3 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止のための措置

ア いじめについての共通理解

- (ア) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図る。
- (イ) いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、生徒用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、周知を図るなどして、学校いじめ対策組織の存在や取組について、生徒が容易に理解できるような取組を進める。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- (ア) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育む取組を進める。
- (イ) 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てる。
- (ウ) 日常的に生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた働きかけを行い、生徒の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える。

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- (ア) いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努める。
- (イ) 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

エ 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- (ア) 教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると実感することができる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努める。
- (イ) 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努める。
- (ウ) 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校・高校間で連携した取組を進める。

オ 生徒自らがいじめの未然防止について考え、取り組む指導の充実

- (ア) 生徒自らが、いじめの問題について、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を生徒会を中心に進める。
- (イ) 生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図る。
- (ウ) 生徒が傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとする、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

(2) 早期発見のための措置

- ア 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、個人面談の実施、「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、生徒が日頃から相談しやすい雰囲気をつくる。
- イ 生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話やオンラインでの相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。
- ウ 定期的に教育相談委員会を開催し、生徒の実態把握と情報共有を図る。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (ア) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- (イ) いじめられた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を確保する。対策組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守る。
- (ウ) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

イ いじめられた生徒及びその保護者への支援

- (ア) いじめられた生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝える。
- (イ) いじめられた生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- (ウ) 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応する。

ウ いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- (ア) いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止する。
- (イ) いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行う。
- (ウ) 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

- (ア) いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- (イ) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

オ インターネット上のいじめへの対応

- (ア) 情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行う。
- (イ) 学校ネットパトロールを実施し、早期発見に努める。
- (ウ) 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。

(4) いじめの解消

ア いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断する。

- (ア) いじめられた生徒へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。
- (イ) いじめられた生徒本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

イ 観察の継続

- (ア) いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用するなど、生徒や学級等の観察を注意深く続ける。
- (イ) いじめが解消していない段階では、いじめられた生徒を徹底的に守り通し、安全・安心を確保する。

【いじめの把握・報告】

いじめを受けた生徒や保護者、周囲の生徒や保護者、学級担任、養護教諭等ホームルーム担任以外の教職員、生徒アンケート調査や教育相談、スクールカウンセラー（SC）、学校以外の関係機関や地域住民、その他

報 告

ホームルーム担任→生徒指導部→教頭→校長

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織）】

- ☐ 事実関係の把握 ☐ いじめ認知の判断 ☐ 指導方針や指導方法の決定
☐ 対応チームの編成及び役割分担 ☐ 全教職員による共通理解 ☐ SCや関係機関との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- ☐ 教育委員会への報告 ☐ スクールカウンセラーの派遣要請
☐ いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言 ☐ 関係機関への相談
☐ 周囲の生徒への指導 ☐ いじめを受けた生徒及び保護者への支援

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
校 内	■いじめの行為から、徹底して守り通す。 ■安全確保のための巡視体制を強化する。 ■3ヶ月を目安としたいじめ解消に向け、組織的に注視するとともに、継続して自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	■他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解させる。 ■いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させる。 ■不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	■周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 ■いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことに気付かせる。 ■自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
保 護 者	☐ いじめに関する事実経過を説明する。 ☐ 今後の指導方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	☐ 事実経過を説明し、家庭における指導を要請する。 ☐ いじめを受けた生徒、及び保護者への謝罪について協議する。	☐ 当該生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

○ いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

再発防止に向けた取組

☐ 原因の詳細な分析 ☐ 事実の整理、指導方針の再確認 スクールカウンセラーなど外部の専門家等による助言 ☐ 学校体制の改善・充実 ☐ 生徒指導体制の点検・改善 ☐ 教育相談体制の強化 ☐ 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施	☐ 教育内容及び指導方法の改善・充実 ☐ 生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の充実 ☐ 豊かな心を育てる指導の工夫 ☐ 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組	☐ 家庭、地域との連携強化 ☐ 教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開 ☐ 保護者アンケート、学校関係者評価等に基づく学校評価の実施 ☐ PTA活動や地域行事への積極的な参加による児童生徒の豊かな心の醸成
---	---	--

【いじめ発見・見守りチェックシート】

学校でのサイン

場面	サイン
登校時 SHR	☐ 遅刻・欠席・早退が増えた(その理由を明確に言わない)。 ☐ 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い。 ☐ 体調不良を訴えることが増える。 ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れたりすることが多い。 ☐ 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	☐ 一人遅れて教室に入る。 ☐ 机や椅子が汚れていたり、乱雑にされていたりする。座席と異なる席に着いてる。 ☐ 泣いていたり、泣いた形跡がある。 ☐ 保健室、トイレに行く回数が増える。 ☐ 教材の忘れ物が目立つ。 ☐ 教科書、ノートに汚れがある。 ☐ 特定の生徒の名前が何度も話題になる。 ☐ 配布物がきちんと配られない。 ☐ 発言すると意味ありげな笑いが起こる。
休み時間	☐ 職員室や保健室に頻繁に行く。 ☐ 弁当にいたずらをされる。 ☐ 先生の近くにいることが多い。 ☐ 一人でぼつんとしている。 ☐ 特定の生徒を囲むように生徒が集まる。 ☐ 特定の生徒を避ける動きが見られる。 ☐ 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 ☐ 侮辱の言葉が特定の生徒に対して向けられる。 ☐ 用のない場所にいることが多い。
放課後	☐ 急いで一人で帰る。 ☐ 先生に何か言いたそうにしている。 ☐ 他の生徒の分まで荷物を持たされる。 ☐ 部活動の準備、後片付けを一人でやっている。 ☐ 部活動を休みがちになる。 ☐ 清掃時に嫌な作業をいつもやらされる。
その他	☐ 成績が急に下がる。 ☐ 服が汚れや、不自然な乱れがある。 ☐ 理由がはっきりしていないあざや傷がある。 ☐ 日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。 ☐ 持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。 ☐ 教室の壁や掲示物に、あだ名や悪口などを落書きされる。 ☐ 悪口を言われても、愛想笑いをする。 ☐ 人権を無視したようなあだ名を付けられる。 ☐ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
いじめている生徒	☐ 仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ☐ 特定の生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 ☐ 教員が近付くと、不自然に分散したりする。 ☐ 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

家庭でのサイン

- ☐ 学校や友人のことを話さなくなる。
- ☐ 友人やクラスの不平不満を口にするが多くなる。
- ☐ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- ☐ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- ☐ 受信したメール(投稿、コメント等を含む)をこそこそ見たり、電話におびえたりする。
- ☐ 不審な電話やメールがある。
- ☐ 遊ぶ相手が急に変わる。
- ☐ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
- ☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
- ☐ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
- ☐ 登校時刻になると体調不良を訴える。
- ☐ 食欲不振・不眠を訴える。
- ☐ 学習時間が減る。
- ☐ 成績が下がる。
- ☐ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きをされたりする。
- ☐ 自転車がよくパンクする。
- ☐ 大きな額の金銭を欲しがる。

【主な相談窓口】

- ☐ 美唄市子どもテレホン相談
住所 〒072-8660 美唄市西3条南1丁目1番1号 美唄市 教育委員会 生涯学習課
電話番号 0126-62-3132
受付時間 月曜日～金曜日 8:45 – 17:15
- ☐ 子どもの人権110番（法務局）
電話番号 0120-007-110
受付時間 月曜日～金曜日 8:30 – 17:15
- ☐ 子ども相談支援センター(北海道教育委員会)
住所 〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階
電話番号 0120-3882-56
受付時間 毎日24時間
- ☐ チャイルドライン(特定非営利活動法人チャイルドラインほっかいどう)
電話番号 0120-99-7777
受付時間 月曜日～土曜日 16:00 – 21:00
- ☐ 少年相談110番(北海道警察本部)
住所 〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 0120-677-110
受付時間 月曜日～金曜日 8:45 – 17:30
- ☐ 岩見沢児童相談所
住所 〒068-0828 岩見沢市鳩が丘1丁目9番16号
電話番号 0126-22-1119
受付時間 月曜日～金曜日 8:45 – 17:30

Ⅲ その他の留意事項

1 学校評価を踏まえた取組の改善

学校評価において、いじめ防止のための取組に係る達成目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善・充実に取り組む。

2 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を計画的に行う。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施に努める。

3 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

4 地域や家庭との連携

学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに、年度始めの保護者懇談会等における説明により、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性について認識を広める。また、学校だよりや学校ホームページ等を通じて、いじめの防止等に関わる生徒の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し、家庭や地域と共通理解を図り、緊密に連携する。

5 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即し、適切に機能しているかについて検証し、必要に応じて、いじめ対策組織が改定案を作成する。また、生徒や保護者、地域住民の意見を取り入れるためのアンケートや協議の場を設定する。

Ⅳ 重大事態への対処

1 重大事態とは

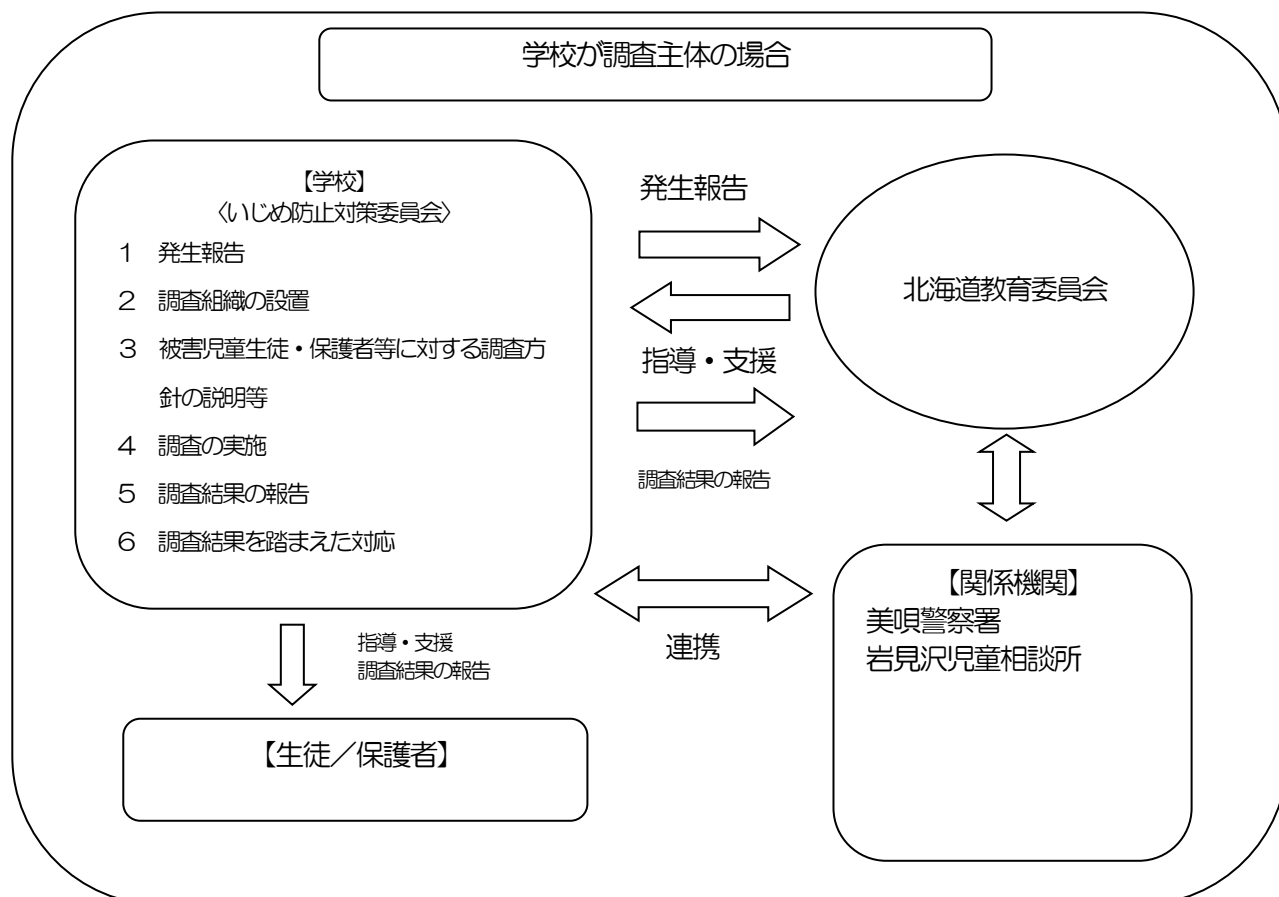
- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

＊ 重大事態か否かの判断は、「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする。

2 学校における重大事態の対処

- (1) 重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果は、被害生徒及び保護者に対して適切に提供する。

3 重大事態対応フロー図



北海道美唄尚栄高等学校におけるいじめ防止プログラム

	4 月	5 月	6 月	7 月
会議等	----- ○いじめ防止対策委員会 ・指導方針確認 ・指導計画 ・保護者向け啓発	----- 事案発生時・緊急対応会議開催 -----		
防止対策	○新入生オリエンテーション ○一年次対象スクールカウンセラー活用事業 ○授業巡回週間	○いじめアンケート ○ネットパトロール ○生徒情報交流会 ○授業巡回週間	○教育相談週間 ○ネットパトロール ○授業巡回週間	○保護者懇談会 ○ネットパトロール ○生徒情報交流会 ○授業巡回週間

	8 月	9 月	10 月	11 月
会議等		----- 事案発生時・緊急対応会議開催 ----- ○学校評議員会 ○いじめ防止対策委員会 ・中間報告 ・指導経過		
防止対策	○ネットパトロール ○授業巡回週間	○生徒情報交流会 ○ネットパトロール ○授業巡回週間	○いじめアンケート ○ネットパトロール ○授業巡回週間	○生徒情報交流会 ○ネットパトロール ○授業巡回週間

	12 月	1 月	2 月	3 月
会議等		----- 事案発生時・緊急対応会議開催 -----		○学校評議員会 ・学校関係者評価 ○いじめ防止対策委員会 ・評価、改善 ・指導報告
防止対策	○保護者懇談会 ○ネットパトロール ○教育相談週間 ○授業巡回週間	○ネットパトロール ○授業巡回週間	○生徒情報交流会 ○ネットパトロール ○授業巡回週間	○ネットパトロール ○授業巡回週間



心の教育推進キャンペーン